

令和2年 第2回

# 農業委員会総会議事録

令和2年2月18日(火)開催

多摩市農業委員会

令和2年2月18日午後2時、JA東京南多摩大委員会室において、令和2年第2回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子委員、2番 小暮和幸委員、3番 新倉隆委員、  
5番 柚木実委員、6番 伊藤千春委員、7番 増田実生委員、  
8番 萩原弘委員、11番 小島豊委員、  
12番 大松誠二委員、13番 武内好恵委員、14番 澤登早苗委員、  
15番 伊藤忠男委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 宮崎武 農地係長 沖迫達矢 書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

議長（会長 小暮和幸）

「定刻になりましたので、只今から令和2年第2回多摩市農業委員会総会を開会いたします。本日は、10番 相澤孝一委員より遅れるとの連絡を受けております。只今の出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

日程第1	第3号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
日程第2	第4号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
日程第3	第5号報告	相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

議長（会長 小暮和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

1番 青木幸子委員、3番 新倉隆委員

議長（会長 小暮和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第1、第3号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第3号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（乞田地区 2件、連光寺地区 1件）を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

委員（15番 伊藤忠男）

「整理番号15番の土地であるが、地区担当委員として果樹があることを確認している。大通りに面しており、資材置場として一時利用しやすい土地であると推察される。」

議長（会長 小暮和幸）

「工事を行う鉄塔は、どの場所に存在するのか。」

書記（小形）

「当該土地をはさんで鉄塔があり、配置上、当該土地が資材置場に適していると聞いている。」

議長（会長 小暮和幸）

「ほかに質疑はございませんか。」

委員（職務代理 小島豊）

「整理番号16番の土地であるが、駐車場であったところで現在は集合住宅を建設中である。住宅用地として大部分を農地転用済であったが、当該土地が水路をはさんだ形状をしており、残っていた小さな部分を転用するため、今回申請があったものと思われる。」

議長（会長 小暮和幸）

「地区担当委員より説明がありました。ほかに質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第2、第4号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

日程第2、第4号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（落合地区1件）を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第3、第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

日程第3、第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について（関戸地区、東寺方地区、和田地区 各1件）を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

委員（3番 新倉隆）

「整理番号 27 番の案件であるが、昨年の農地状況調査時に、所有者と連絡をとっていただきたい旨、事務局へお願いしていたが、その経過について説明をいただきたい。」

農地係長（沖迫）

「所有者の関係者に連絡をとり、一度お話しをさせてほしい旨連絡をいただきたいと言付けを依頼したが、いまだ反応がない状況である。ただし頻繁に農地へ来ているとの情報があるため、こちらから飛び込みでコンタクトすることも考えている。」

委員（3番 新倉隆）

「コンタクトがとれれば一緒に動きたい。事務局もフォローを願いたい。」

農地係長（沖迫）

「了解した。」

委員（15番 伊藤忠男）

「自分も昨年 11 月に当該土地を見たが、広い農地であり、夏の繁茂状態を想像すると心配になる部分がある。」

委員（3番 新倉隆）

「所有者一人では農地の管理は難しいと思われるので、支援が必要である。しかしながら親族や所有者自身も病気がちであると聞いているので、管理するよう強く言うことは避けたい。」

議長（会長 小暮和幸）

「農地としては立派な土地であると認識している。」

委員（3番 新倉隆）

「新しいトラクターも所有しており、耕すことまでは可能であるが、その先の耕作となると難しい部分があるのかもしれないと感じている。」

委員（14番 澤登早苗）

「農地の残し方を考えないといけないと思われる。」

議長（会長 小暮和幸）

「納税猶予を受けているなど、世代を超えて所有者に関係が及んでいることも念頭にフォローすべき案件である。農業委員の調査と税務署の調査は本質的に違うということも理解しておいてもらわなければいけない。」

委員（3番 新倉隆）

「世代間の関係も難しい状況で、自分自身が「仲介に入ってもらいたい」という要望を受けたこともある。ただ、納税猶予制度について所有者は理解しており、耕作の意思もあることを確認しているが、病気がちな部分を考慮した対応が必要である。いずれにしろ、農地パトロールなどを通じて話しかけをしていきたい。」

議長（会長 小暮和幸）

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「以上をもって、本日の議事日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後2時25分） —